

Title	近世天皇家の祖先祭祀と皇位継承
Author(s)	佐藤, 一希
Citation	大阪大学, 2024, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/96158
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

論文内容の要旨

氏 名 (佐 藤 一 希)	
論文題名	近世天皇家の祖先祭祀と皇位継承
論文内容の要旨	
<p>本論文は、近世後期から幕末維新期における天皇の政治的・宗教的位置について、天皇家の祖先祭祀と皇位継承の問題を中心に検討したものである。本論文は、序章・終章を除いて全二部で構成され、第一部では近世天皇家の祖先祭祀の展開、第二部では近世後期～幕末期の皇位継承をめぐる政治動向をそれぞれ論じた。</p> <p>序章「近世天皇・朝廷研究の成果と本論文の課題・視角」では、近年に至る近世天皇・朝廷研究の成果を概観した上で、近世後期～幕末期の天皇・朝廷に関連する先行研究を整理し、研究史上の課題と論点を確認した。先行研究では、18世紀後半に天皇の政治的浮上の起点を認めるか議論がなされてきたが、近世後期の朝幕関係や朝廷運営を論じるためには、近世には唯一の血統転換を経て皇位を継承した光格天皇以降の「閑院宮系」天皇の存在が重要になる。光格・仁孝・孝明天皇の皇統意識の性格・特質と実際の政治動向との関連はこれまで十分に議論されておらず、如上の問題を議論するには、祖先祭祀や皇位継承などの天皇の皇統意識が反映される性格の天皇家内部に固有の問題を検討することが必要とされる。また、近世国家における天皇のあり方が近代天皇制へどのように継承あるいは排除されていくのかという視点も、近世後期と幕末維新期を接続した理解を深める上で有用である。</p> <p>第一部「近世天皇家の祖先祭祀と寺院・門跡」は全六章で構成され、近世天皇家の祖先祭祀（葬送儀礼・追善仏事）の執行体制の成立と変遷、幕末維新期における変容について検討した。</p> <p>第一章「近世天皇葬送儀礼の成立と変遷」では、17世紀以降の近世天皇葬送儀礼の成立と18世紀以降の展開について、儀礼執行を主導する朝廷の動向を主に検討した。近世天皇葬送儀礼には、中世後期以来のイエ的性格が残存していたものの、武家による管理体制や公家の供奉・参列の側面で中世とは異なる大規模儀礼と認識され、延宝～宝永期にかけて、泉涌寺を天皇の被葬寺院として土葬形式で執行する体制が段階的に確立した。さらに、安永期に「天皇葬送」への転換がなされたことは、それ以後の天皇観念に基づく儀礼再興の嚆矢になった。</p> <p>第二章「近世天皇家の葬制の変容と泉涌寺」では、近世天皇家の葬制の変容について、女院・皇子女死去時の葬送・服喪儀礼をめぐる対応から検討した。傍系の閑院宮家から皇位を継承した光格天皇は「中御門系」女院の葬送・服喪儀礼を自身との関係を強調する先例にない形で差配したほか、泉涌寺には女院・皇子女の被葬寺院の機能が付与されるようになった。これは、東山天皇以来二つに分かれた血統を、泉涌寺廟所を介した連続した皇統の中に位置づけようとする皇統意識の反映であり、近世後期に泉涌寺は天皇家の菩提寺としての格式をより高めていた。</p> <p>第三章「近世天皇・女院の葬送儀礼と門跡寺院」では、天皇・女院の葬送儀礼で遺体を移送する宝龕御用を事例に天台宗寺門派門跡の動向を検討した。元禄期以降、園城寺・寺門派三門跡の間では、宝龕御用の下知権の所在をめぐる争論が頻発しており、安永期までは実相院門跡と院家大雲寺の権限が認められていたが、寛政～文化期に聖護院門跡と朝廷の交渉、門跡同士による内証の結果、下知権は園城寺長吏の権限へと回帰した。天皇家仏事が天台宗山門派中心で執行される中、宝龕御用は寺門派全体で維持すべき権利として重視されるようになっていた。</p> <p>第四章「近世天皇家の追善仏事と泉涌寺・般舟院」では、近世天皇家の追善仏事における泉涌寺・御黒戸寺院（般舟院・廬山寺・二尊院・遣迎院）による執行体制の変遷を検討した。17世紀後半以降、寺院に委任する形式の追善仏事が大半を占めるようになる中、泉涌寺は仏事執行への関与を強め、宝永期には、般舟院・泉涌寺が同じ格式で中陰法要を執行することが認可される。両寺院の機能分掌は幕府も承認していたが、18世紀後半には泉涌寺が般舟院の専管した仏事を執行するようになり、泉涌寺による般舟院が有した機能の侵食が進んでいた。</p> <p>第五章「近世天皇家の宮中法会と寺院・門跡」では、顕密系大寺院や門跡の主導により禁裏・仙洞・女院御所の殿上で執行される宮中法会の変遷について検討した。近世の宮中法会は懺法講、法華八講、観音懺法、その他通常の修法に区分され、前近代の天皇家では、顕密系大寺院を中心に天皇の個人的信仰によって多様な寺院の関与が可能な構造にあった。16世紀末には中絶していた法華八講が再興されたが、享保期以降は開催されなくなり、天台宗山門派門跡の主導する懺法講へ一元化が進んだことで山門派の優位性が明確化され、宮門跡の相続にも影響した。</p> <p>第六章「近世後期～幕末維新期における天皇家祖先祭祀と寺院・仏教」では、近世後期から幕末維新期にかけて</p>	

の天皇家祖先祭祀の変容を寺院・仏教をめぐる動向を中心に検討した。泉涌寺・御黒戸寺院を核とする近世以来の葬礼・仏事の体系は幕末まで維持されていたが、慶応二年（1866）の孝明天皇急死に伴い、翌年に明治天皇の下で王政復古が実現したことで、廃仏を念頭に置いた急進的な宗教政策が進み、祭祀体系の再編が図られる。明治初年に、天皇家祖先祭祀は国家的な神祇式皇霊祭祀と私的な仏式祖先祭祀に分離し、京都に設置された恭明宮祭祀、泉涌寺海会堂への御黒戸「仏体」の移管、同霊明殿への位牌の集約を経て、宮中三殿の成立に結実した。

第二部「近世後期の皇位継承と天皇・女院」は全四章と補論で構成され、近世後期の皇位継承問題の特質や各天皇の皇位継承構想の展開について、朝幕関係・朝廷運営との関係を視野に入れて論じた。

第七章「十八世紀中葉の皇位継承と内親王・親王家」では、十八世紀中葉の皇位継承の特質と内親王と世襲親王家の動向を検討した。桜町天皇は皇統断絶時の備えとして、閑院宮家への皇位禪譲を構想したほか、未婚の内親王を朝廷内に留める措置をとり、続く桃園天皇は親王家の維持にあたり皇統との血縁関係を近接に保つ方針を打ち出した。だが、明和・安永期には親王家当主の急死が相次ぎ、伏見宮家が同家血統の門跡による還俗相続を歎願して承認されたことで、伏見宮家と皇統の関係の親疎は明確化されることになり、後桃園天皇の死去による「中御門系」の男系断絶に際しての、閑院宮家の王子祐宮（光格天皇）の冊立は必然的であったことを示した。

第八章「寛政～文化期の皇位継承過程と光格天皇」では、光格天皇から次代への皇位継承をめぐる政治過程について、中宮欣子内親王と皇子の動向を中心に検討した。寛政中期以降は欣子所生皇子の皇嗣冊立が目指されたが実現できず、典侍所生の恵仁親王（仁孝天皇）が中宮「実子」として皇嗣に冊立される。これを受け、文化期には東宮母をめぐる様々な軋轢が朝廷内で顕在化しており、幕府による対応が問題解決に作用したことで朝廷が幕府に期待する側面が生じた結果、朝幕関係は協調体制に再構築された。仁孝即位後には欣子所生の高貴宮（仁孝実弟）への皇位禪譲の可能性が生じたが、高貴宮を含む皇子や后妃の死去が相次いだことで、「中御門系」血統の維持は断念され、光格上皇・仁孝天皇は鷹司家との関係を重視した「閑院宮系」血統による皇統補強の方針へ移行した。

第九章「文政～弘化期の皇位継承問題と仁孝天皇・新清和院」では、仁孝天皇から次代への皇位継承をめぐる朝廷内で生じた諸問題について、新清和院をめぐる問題を中心に検討した。文政期以降、仁孝正配所生皇子の冊立は断念され、天保期に典侍所生の統仁親王（孝明天皇）が皇嗣に冊立されたが、譲位に伴う御所の移動が「実母」新清和院への不孝とされたことで、譲位表明が事実上停止される。この背景には、仁孝が新清和院の意向を利用することで生母・外戚の地位に関する天皇叡慮を覆し、待遇改善を実現させていたことがあった。新清和院は皇女身位の天皇正配かつ中宮から皇太后へ転任した近世には唯一の存在として、朝廷内で影響力を保持し続けていた。

第十章「開国前夜の朝廷と皇位継承」では、天保末期以降の仁孝・孝明天皇の皇位継承問題について、皇子女・親王家・奥向をめぐる動向を検討した。仁孝天皇は閑院宮家・鷹司家との関係を深めようとする光格天皇の方針を継承していたが、19世紀前半には、桂宮家・閑院宮家の断絶により皇統の備えたり得る親王家が伏見宮家・有栖川宮家のみとなる。皇子女誕生数の増加を期待する措置としては、嘉永～安政期に後宮女房の増員などの奥向改革も図られた。条約勅許問題をめぐり、孝明天皇は幕府への抗議の意思を示すべく親王へ譲位する意向を示し、これは後水尾天皇以来の譲位の政治利用であったが、皇子が幼少の段階で親王を中継として即位させる措置は、将来的な直系継承を念頭に置く近世の皇位継承論理に包摂されるものであった。近世的な皇位継承のあり方は幕末期まで残存し続けており、これらの要素を念頭に、明治期の皇位継承の制度化を展望する必要がある。

補論「上御霊神社相殿に祀られた怨霊」では、19世紀の朝廷社会における御霊信仰を取り上げ、文化期の女房呪詛一件の経緯と朝廷社会における東坊城和子の怨霊をめぐる信仰の展開、明治初年の宮内省による三社・和光明神の上御霊神社合祀の過程を解明した。近世朝廷周辺の御霊信仰は、天皇外戚としての地位を得た家が皇位継承をめぐる不遇の死を遂げた人物を祀る共通した構造を持ち、明治初年の宮内省・明治宮廷内にも影響を与えていた。

終章「本論文の成果と展望」では、各章で明らかにしてきたことを整理した上で、近世天皇家の祖先祭祀と皇位継承の特質を提示し、近世後期から幕末維新期、明治初年への移行を展望した。本論文の検討に基づくと、「閑院宮系」天皇の皇統意識は、天皇家内のイエ的側面の強い祖先祭祀と次代への皇位継承をめぐる問題に反映されていた。皇統意識には天皇ごとに段階差があり、光格・仁孝天皇の場合は、従来の皇統と自身以後の皇統の正統性をめぐる桎梏を無視できず、文化期以降の朝廷運営・朝幕関係を規定する一要素になった。近世後期段階に天皇・朝廷の政治的浮上を認めるかは論者により意見が分かれていたが、当該期には皇位継承問題をめぐる朝廷内部の様々な軋轢の解消のため、朝廷が幕府の対応に期待せざるを得ない側面があり、寛政期に悪化した朝幕関係の再構築が図られた。また、光格以降の天皇は「閑院宮系」血統を軸とした皇統維持を目的に鷹司家・閑院宮家へ接近の姿勢をみせているように、天皇の血縁・縁戚関係に基づく要素が政治動向に作用する構造は、前近代の朝廷に普遍的なものであった。皇位継承や祖先祭祀をめぐる諸要素は、近代天皇制下にも定置されていく問題であり、本論文で明らかにした近世的なあり方を受けて、天皇の近世から近代への移行を再検討していく必要があることを述べた。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (佐 藤 一 希)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 准教授 野村 玄
	副 査 大阪大学 教授 飯塚 一幸
	副 査 大阪大学 教授 伴瀬 明美
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目：近世天皇家の祖先祭祀と皇位継承

学位申請者 佐藤 一希

論文審査担当者

主査	大阪大学准教授	野村 玄
副査	大阪大学教授	飯塚 一幸
副査	大阪大学教授	伴瀬 明美

【論文内容の要旨】

本論文は、従来不明な点の多かった 18 世紀後半から 19 世紀前半の日本における皇位継承の論理と政治的背景、またその後代への影響について、光格天皇・仁孝天皇・孝明天皇の三帝の在位中に生じた様々な事象（中御門天皇系から閑院宮系への血統の変更、皇子女と配偶者の被葬寺院及び追善仏事の変遷、皇子の数の減少、世襲親王家当主の相次ぐ病没）に注目し、三帝とその周辺の取り組みや対応方を詳細に分析して解明したものである。

1 頁あたり 51 字・18 行で 571 頁、図表・図版・註を含めて 400 字詰め原稿用紙換算では 1310 枚にも及ぶ大作である。序章と終章のほか、本論は二部に分けられ、全十章と補論で構成される。

「序章 近世天皇・朝廷研究の成果と本論文の課題・視角」では、1970 年代から 2000 年代までの近世の朝幕関係と天皇・朝廷に関する研究史を詳細に跡づけたうえで、近世後期から幕末期の天皇・朝廷を対象とした研究における藤田覚氏の学説（寛政期の尊号一件をめぐる朝幕関係の悪化はその後も持続すると捉え、光格天皇の君主意識の発露と朝儀復興の多さを根拠に天皇・朝廷の政治的位置の浮上を強調する）の影響力とその問題点を指摘する。本論文は、先行研究の重視した光格天皇のみならず、仁孝天皇・孝明天皇をも含めて具体的・段階的に捉え、三代に一貫して問題となり続けた皇位継承と祖先祭祀のありように注目することにより、彼らが何を気にかけてながら自らの存続に取り組んでいたのかを叙述し、日本近世史と幕末維新史との「架橋」をも目指した。

「第一部 近世天皇家の祖先祭祀と寺院・門跡」では、「第一章 近世天皇葬送儀礼の成立と変遷」が天皇の葬送儀礼は宝永期に成立しており、安永期にはそれまでの院としての葬送が改められ、在位中に没した天皇を天皇として葬る形へと転換し、葬礼も大規模化したことを明らかにした。「第二章 近世天皇家の葬制の変容と泉涌寺－女院・皇子女死去時の対応を中心に－」では、光格天皇が女院・皇子女の被葬寺院を泉涌寺へと集約させ、自身の血統が後桃園天皇の祖中御門天皇に連なることを強調し、泉涌寺の寺格も菩提寺として上昇させたとした。

「第三章 近世天皇・女院の葬送儀礼と門跡寺院－「宝龕御用」をめぐる天台宗寺門派門跡の動向を中心に－」は、天皇と女院の葬送儀礼での宝龕の担ぎ出しについて、天台宗寺門派が他宗派への警戒心から宗派としての関与を特権化しようとしていたことを明らかにした。「第四章 近世天皇家の追善仏事と泉涌寺・般舟院」も、天皇家の追善仏事の実態を寺院側の視点から解明し、泉涌寺と般舟院の役割の変化と般舟院の後退を指摘する。「第五章 近世天皇家の宮中法会と寺院・門跡」では、天皇・女院が施主となる仏事が天台宗山門派によって担われた

ことを明らかにする。「第六章 近世後期～幕末維新期における天皇家祖先祭祀と寺院・仏教」は、幕末期に、天皇家の祖先祭祀が神式と仏式に分かれるとし、仏式の祭祀は私的なものとして維持され続けていくことを強調する。

「第二部 近世後期の皇位継承と天皇・女院」では、「第七章 十八世紀中葉の皇位継承と内親王・親王家」が未婚の内親王の処遇と天皇家・世襲親王家の血縁関係の構築の詳細を解明し、女帝を完全には否定しないものの、天皇家との血縁関係の濃淡は閑院宮家を中心に秩序が再編されたとした。「第八章 寛政～文化期の皇位継承過程と光格天皇－中宮欣子と皇子をめぐる動向を中心に－」では、光格天皇と中宮欣子内親王・後桜町上皇との関係が詳細に描かれ、光格天皇が彼女たちとの関係に苦慮しつつ、閑院宮系での皇位継承に舵を切ったことが指摘される。「第九章 文政～弘化期の皇位継承問題と仁孝天皇・新清和院」は、仁孝天皇が生前譲位の意向を有しながら、実母新清和院との関係から実行できなかったいっぽう、生母の処遇改善を新清和院の意思として図ったことを明らかにした。「第十章 開国前夜の朝廷と皇位継承－皇子女・親王家・奥向の動向をめぐる－」では、19世紀前半の天皇家と世襲親王家をとりまく状況の変化をおさえ、有栖川宮家が皇統の備えとして浮上し、伏見宮家は公武婚姻を通じた幅広い人脈を形成し、それらがやがて幕末期の親王の政治進出を可能にしたとした。「補論 上御霊神社相殿に祀られた怨霊－十九世紀における皇位継承問題をめぐる御霊信仰の展開－」は、近世の皇位継承過程で不遇となった女房らへの御霊信仰について、明治期にも宮内省が祭祀の経費を負担していたとする。

「終章 本論文の成果と展望－近世後期天皇論と近代への展望－」では、叙上の成果をまとめたうえで、中御門天皇系の女性皇族の存在や世襲親王家の相続状況、閑院宮家と血縁関係にあった鷹司家との関係構築を意識し続けた三帝の直面した状況は幕末期とは異なるものであり、光格天皇を近代天皇制の起点として位置づけることには慎重であるべきで、孝明天皇とその後の皇位継承への準備を視野に入れると、それまでには見られない政務機構の創出や親王の政治活動の開始をふまえ、安政期を近世の天皇・朝廷の転換点として認定すべきと主張した。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、仁孝天皇・孝明天皇の皇位継承構想について、先行研究の注目した光格天皇以来の課題の諸相の再検討や、三帝の皇統意識を炙り出すべく祖先祭祀等の挙行形態の検討をもふまえて解明した貴重な成果である。

三帝の皇統意識が、中御門天皇系の子孫である後桜町上皇と欣子内親王、世襲親王家当主たちとの駆け引きを通じて形成され、それぞれの当初抱いた皇位継承構想も全てが実現したわけではなかったことが示され、それら修正された皇位継承構想がまた別の問題を生み出して世襲親王家の位置づけにも変更を迫ることになり、幕末期の朝廷の変容する環境を用意したとの説明は、広範な史料の博搜と読解・使用にも支えられ、説得力がある。

いっぽう、本論文の構成が第一部と第二部という形で分けられたことが、果たして最善の選択であったかどうかについては、なお検討の余地がある。第一部は第二章のみを残し、それを第二部で位置づける方法もあったのではないと思われる。また、当該分野の研究にとり、仁孝天皇・孝明天皇に注目する方法的意義を明確化するためには、1970年代から2000年代までの研究史を網羅してから本論文の主題に入るのではなく、本論文の問題意識に近接する論著の抱える問題点を深いところから批判して課題・方法を提示するほうがより相応しかった。

本論文の中では、少ないながら誤記・誤植が見受けられ、史料の読解・引用について、解釈や翻刻、史料情報の表記に正確性を欠いた点もいくつか見られた。また、近代への展望を得ようとする本論文でありながら、天皇やその周辺の私的行為としての信仰のあり方への考察が少ない点は気になった。さらに、院政や親王の身位の取り扱われ方についても、近世から近代にいかなる連続・断絶があるのか、考察を示してほしかった。

しかし、これらの点は、いずれも今後の修正・改善・深化を期待できることであり、本論文の学術的成果を何ら損なうものではない。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。